

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、国民年金制度が始まった時から加入し、全期間を通して納付した。にもかかわらず、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料が、未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和35年10月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから申立期間の国民年金保険料のみが未納とされることは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地区では、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが、同地区が国民年金のとりまとめについて表彰を受けていることから確認でき、申立人と同居し申立人と同様に同地区の納付組織に属していた申立人の母親は、申立人と同様、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、10年年金の保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和46年11月から50年3月まで

昭和46年ごろ事業を始めた当初は、国民年金保険料を納付していなかったが、町役場の職員から、私の未納期間の国民年金保険料を納付するよう求められたので、妻が分割払いで保険料を納付して、完納したことを覚えている。

また、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料は、勤め先の事業主（後の義父）が私の給料から天引きして納付していたので、事業主の性格からして、3か月分だけ未納とするなど考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①の前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間①の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無かったとしていることから、申立期間①の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間①について、申立人が住み込みで勤務する事業所の敷地内に居住し、申立人と同様に父親（申立人の雇い主、後の義父）が国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保

険料を納付していたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 50 年 10 月 30 日に国民年金の再加入手続を行い、この時点で、46 年 11 月 1 日にさかのぼって国民年金の資格を再取得しており、同日に現年度納付が可能な 50 年 4 月から 10 月までの保険料を一括して納付していることが町の国民年金保険料収納簿により確認でき、申立人は、町役場で保険料を納付したとしているが、再加入した時点では、申立期間②の一部は時効により、保険料を特例納付によらなければ納付できず、ほかに申立人が特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、保険料を納付していたとされる申立人の妻は納付した保険料額の記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月及び44年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から41年3月まで
② 昭和42年1月
③ 昭和42年4月から同年7月まで
④ 昭和44年4月
⑤ 昭和45年3月から60年3月まで

国民年金の免除期間の保険料を追納すると、老齢年金が満額受給できると説明を受けて、夫婦二人分まとめて7万円ぐらい納付した。

免除期間は残っていないと思っていたが、社会保険庁の記録では、申立期間が免除期間とされたままだった。

夫婦二人分を同時に納付したはずだから、申立期間が免除及び未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人夫婦は連番で国民年金手帳記号番号の払い出しを受けており、申立期間前後の夫婦の納付状況は一致していることから、保険料を納付していたとする申立人が夫の保険料のみを納付して申立人自身の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立期間④については、1か月と短期間である上、社会保険庁の特殊台帳では国民年金保険料の納付済み期間とされている。

2 一方、申立期間①、③及び⑤については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人は病気療養中のため事情を聴取することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①、③については、申立人が昭和 52 年 9 月に国民年金保険料の免除期間について追納を行った時点で 10 年が経過しており、時効のため追納ができなかった期間である。

加えて、申立期間⑤については、181 か月と長期間である上、申立人の夫も国民年金保険料の免除期間とされているとともに、当該期間を追納した場合の保険料額と、申立人が納付したとする保険料額は大きく相違している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月及び 44 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 7 月 10 日まで
(B社)
② 昭和 35 年 10 月 21 日から 38 年 9 月 1 日まで
(D社)

昭和 34 年 11 月 1 日から約 4 年間、A市にあるB社及びC市にあるD社に勤務し、38 年 11 月に結婚準備のためD社を退職した。

結婚後、夫の転勤に伴いEに転居したが脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 40 年 3 月 18 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら申立人が 3 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約 1 年 3 か月と長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
(A 社)
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 16 日まで
(B 社)
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
(C 社)

昭和 38 年 3 月末に C 社を退職し、同年 7 月に結婚、40 年 10 月に出産し、その後、公務員の夫の転勤に伴い九州各地を転居した。平成 10 年ごろ年金相談センターで年金加入記録を調べたら、A 社及び B 社の勤務期間では厚生年金保険に加入しておらず、C 社の勤務期間については退職時に一時金を受給済みであるといわれた。20 年 5 月、ねんきん特別便の手続のため社会保険事務所で、再度厚生年金保険の加入歴を調べてもらったら、A 社、B 社及び C 社は、昭和 42 年 8 月 4 日に脱退手当金として、1 万 6,166 円が支給済みであるとの回答を得た。38 年 3 月に退職し、約 4 年後の 42 年 8 月に受給済みとなっているが、当時は社会保険事務所の場所も知らず、私は脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 4 か月後の昭和 42 年 8 月 4 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、C 社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金

は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 38 年 7 月に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の C 社に係る被保険者原票と被保険者名簿の標準報酬月額記録の一部が異なっており、そのため脱退手当金の支給額が被保険者名簿の記録では一致するが、被保険者原票の記録では一致しない上、C 社に係る申立人の被保険者原票は課所符号が誤って記載されており、記録管理に不適切な面が見受けられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年6月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年6月から同年7月までの標準報酬月額が7万2,000円、同年8月から同年11月までの標準報酬月額が9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月13日から同年12月16日まで

昭和47年からA社の傘下の施設に勤務し、厚生年金保険に加入していた。昭和48年6月に当該施設の親会社がA社からB社に変わったが、引き続き、同じ場所で同じ業務に従事していたにも関わらず、社会保険庁の記録では、同年6月13日にA社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後は厚生年金保険に未加入とされている。

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる昭和48年1月から12月までの給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び失業保険被保険者離職票から、申立人が昭和47年7月10日から48年12月15日までA社及び関連会社のB社に継続して勤務していることが確認できるとともに、給与支給明細書から、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人が勤務していた施設の支配人、副支配人及び同僚の3名は、昭和48年6月13日にA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にB社において厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険加入期間の空白は

無い。

さらに、B社が適用事業所となった昭和48年6月13日に、B社において厚生年金保険に加入した者に付されている整理番号は1から199であり、そのうち、28件の整理番号が欠番となっているが、事業所の新規適用時に伴い資格取得手続が行われた者について、これだけ多くの整理番号の欠番が発生するとは考え難い上、申立人が勤務していた施設の副支配人は、社会保険庁のオンライン記録では、同年6月13日に同社において厚生年金保険に加入とされているが、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に副支配人の原票は現存せず、同年6月13日にB社において厚生年金保険に加入した者に係る社会保険事務所の年金の記録管理及び事務処理が不適切であったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、B社の事業主は、申立人が昭和48年6月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、申立期間に係る給与支給明細書の保険料控除額から、昭和48年6月から同年7月までを7万2,000円、同年8月から同年11月までを9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る資格喪失日（昭和36年7月1日）及び資格取得日（37年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を36年7月から同年9月まで1万円、同年10月から37年3月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年4月1日まで

昭和34年4月から38年7月までA社に運転手として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、36年7月1日から37年4月1日まで厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。途中で退職することなく勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和34年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年7月1日に資格を喪失後、37年4月1日にA社において再度資格を取得しており、36年7月から37年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の元取締役で当時の事業主の子及び会計担当者は、「申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、仕事内容も同じだった。」と供述している。

また、申立人と同じ職種であったとされる同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、申立人及び当該同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数が概ね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての

従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年7月1日前後に被保険者資格を喪失した者20名中、申立人を除く19名については、資格喪失年月日欄に「被証回収」と記載されているものの、申立人の欄に「被証回収」の記載は見当たらない上、申立人の長男は36年7月29日に生まれており、同年7月1日に健康保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納することは考え難く、申立人が申立期間においても健康保険証を所持していたことがうかがえる。

加えて、申立人の前後に被保険者資格を喪失している19名のうち、供述が得られた2名は、資格喪失とされている時期にA社を退職していることが確認でき、A社において、勤務実態と異なる資格喪失の手続きが恒常的に行われていたことをうかがわせる事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の昭和36年6月及び37年4月の社会保険事務所の記録並びに同僚の標準報酬月額から判断すると、36年7月から同年9月までは1万円、同年10月から37年3月までは1万2,000円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、これを確認できる資料は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から37年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和38年10月から41年3月までの期間、42年4月から同年8月までの期間及び44年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から41年3月まで
② 昭和42年4月から同年8月まで
③ 昭和44年4月から60年3月まで

国民年金の免除期間の保険料を追納すると、老齢年金が満額受給できると説明を受けて、夫婦二人分まとめて7万円ぐらい納付した。

免除期間は残っていないと思っていたが、社会保険庁の記録では、申立期間が免除期間とされたままだった。

夫婦二人分を同時に納付したはずだから、申立期間が免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において未納期間が散見される上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、病気療養中のため事情を聴取することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が昭和52年9月に国民年金保険料の免除期間について追納を行った時点で10年が経過しており、時効のため追納ができなかった期間である。

加えて、申立期間③については、申立人の妻が当該期間の一部について追納していることが確認できるが、昭和42年8月以降の納付状況について、申立人夫婦は一部の期間は一致しているものの、一致していない期間も散見されることから、当該期間についても必ずしも夫婦一緒に追納していたとはいえず、当該期間を追納した場合の保険料額と申立人が主張している保険料額も大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 8 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 13 年 3 月まで
社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、母が毎月、A 町役場内の金融機関窓口で国民年金保険料を納付してくれていた。

国民年金の加入手続は行っていないが、平成 11 年 6 月ごろ、自宅に 20 歳到達前の同年 6 月及び 7 月分を含む国民年金保険料納付書が送付されてきた。毎月の保険料額は、1 万 3,000 円程度だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人にかかる未適用者一覧表（最終）が平成 13 年 2 月 20 日に作成され、申立人に適用勧奨通知が送付されており、同年 4 月及び 5 月の国民年金保険料が同年 5 月 31 日に納付されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、A 町役場において、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得の処理が同日付で行われていることから、申立人の国民年金加入手続は、同年 5 月ごろに行われ、20 歳到達時の 11 年 8 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、平成 11 年 6 月ごろ、20 歳到達前の同年 6 月及び 7 月分を含む国民年金保険料納付書が送付されてきたと申し立てており、申立内容に不自然さがうかがわれる。

加えて、申立期間は、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる時点においては、過年度納付でなければ保険料を納付できない期間であるが、申立人は、過去の保険料を一括して納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から45年5月まで

私の国民年金の加入手続と保険料納付は、両親が行ったと思うが、どのようにして保険料を納付していたのか知らない。

同居していた妹の国民年金保険料は、申立期間の一部について納付されており、両親が妹の保険料は納めて、私の保険料を納めなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の基礎年金番号は、昭和45年6月の厚生年金保険の加入時に払い出された厚生年金手帳記号番号であり、社会保険庁及びA市の記録において、申立人に国民年金手帳記号番号を払い出された形跡はうかがえず、ほかに国民年金の加入手続、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続、保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、母親は病氣療養中であり、事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金保険料の加入状況、納付状況等は不明である。

さらに、申立人は、申立期間の一部について、申立人の妹の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人の両親が、申立期間当時、その妹と同様に同居していた申立人の国民年金保険料を納めなかったとは考えられないとしているが、その妹は、昭和45年6月ごろ国民年金に加入し、申立期間と重なる期間(昭和44年1月から45年3月まで)については、50年10月に特例納付していることが確認でき、その妹が特例納付した当時、申立人は厚生年金保険の被保険者であった上、申立人は46年11月に結婚し両親とは別居していたため、申立人の両親が妹の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付したとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生 (死亡)
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月ごろから 48 年 4 月ごろまでのうちの
半年間

昭和 46 年 10 月ごろから 48 年 4 月ごろまでのうち、半年間ほど、A 事業所にてプロパン配達の仕事を行い、その後独立した。妻も同様に A 事業所にて勤務していたが、妻の厚生年金保険被保険者記録があって、私の記録が無いのは納得できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、本件の申立てを行った申立人の妻は当時の給与明細書等を所持しておらず、申立人も死亡しているため、申立人の A 事業所での雇用形態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認ができない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人の A 事業所に係る雇用保険被保険者加入記録は確認できない。

加えて、申立人の妻が記憶している同僚は、「申立人は請負契約で働いていたと思う。また、申立人が、A 事業所で雑務に関わらずにすむよう、正社員としては勤務したくないと言っていたことを記憶している。」と供述している上、A 事業所の元事業主の妻は「申立人が働いていたのは間違いないが、こちらが依頼した仕事を請け負ってもらった形態だったので、正社員としては在籍していたわけではなく、厚生年金保険の加入も無かったと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から52年5月まで

昭和40年ごろ、家業の農業のかたわら、A社でアルバイトをしており、勤務から2年ほど経過して、A社の正社員となり、給与から厚生年金保険料や雇用保険料が控除されていた。社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得が52年6月、喪失が同年7月とされている。約10年間勤務したA社を退職した後、雇用保険の求職者給付を300日分受給した記憶があり、厚生年金保険の加入記録が1か月間しかないのは納得できず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社で勤務していたことは、同社の在籍証明書により確認できる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の事業主控えにおいて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格は、昭和52年6月1日に取得とされていることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても申立人は、同日付けで被保険者資格を取得とされており、これ以前に申立人の記録は無く、同原票の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、A社に係る厚生年金保険に加入したことにより、農業者年金の資格を喪失したと主張しているが、農業者年金基金の回答及び社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳によると、申立人は、農業者年金制度開始時の昭和46年1月から農業者年金に加入し、申立期間を含む52年11月まで農業者年金に係る保険料及び国民年金保険料を納付しており、A社退職後に入社したB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日に農業者年金の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社退職後、雇用保険の求職者給付を受給したと主張しているが、公共職業安定所の記録によると、A社に係る申立人の雇用保険

の記録は、昭和 52 年 5 月 6 日に資格取得、同年 7 月 4 日に資格喪失とされており、A 社に係る雇用保険被保険者期間だけでは、求職者給付の受給要件を満たすことができない上、A 社退職後に勤務した B 社を退職したときに、求職者給付を受給した記録があることから、申立人は、求職者給付を受給した時期について、A 社退職後と B 社退職後とを混同している可能性がある。

加えて、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い上、A 社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する以前の期間については、給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 13 日まで

A社とB社に係る厚生年金保険の加入記録が、脱退手当金を受給済みとして、ねんきん特別便に記載されていないが、私は脱退手当金の受給手続を行ったことも、受給したことも無い。B社の同僚も受給していないと言っている。脱退手当金を受給済みとしている社会保険庁の記録はおかしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の被保険者名簿の申立人が記載されている頁と前後の頁に記載されている女性について、脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人を含めて 11 名がB社に係る脱退手当金を受給済みとされており、そのうちの 10 名は資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

また、A社及びB社に係る申立人の厚生年金保険記号番号は同一であるが、B社退職後に勤務したC社に係る厚生年金保険の記号番号は、B社において申立人に払い出されていた記号番号とは異なるため、脱退手当金を受給したことにより、番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済 35. 11. 15」の押印が確認できる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。